有償在宅福祉サービス事業の現行利用者の経過措置案 (福祉公社作成)

経過措置の考え方

経過措置は、利用料金(世帯か個人か。消費税は内税か外税か)、新制度への移行期間の 設定(期限を設けるか、設けないか。設ける場合、どの程度の期間とするか)、サービス の切り分け(一部オプション化)により、いくつかのパターンがある。

経過措置の内容(現行のサービスとの相違) 2

◎現行のサービス内容

- 1. 基本サービス
- (1)利用料
 - 1世帯月1万円
- (2) 提供サービス
- ソーシャルワーカ 一•看護師訪問
- ・適宜の面接・電話に よる利用者の心身 状況・生活状況の把
- ・福祉サービス・医療 機関
- ・公的サービス等社会 資源の仲介
- ・緊急対応(24 時間) ・入退院、入退所援助
- 没後対応
- 2. 個別サービス
- (1)利用料 実費
- (2) 提供サービス

家事援助サービス

- ※権利擁護併用者の 利用料を免除
- ※消費税は内税

【第1案】サービスを切り分ける案

- 消費税を外税化する。
- 2. 権利擁護併用者への利用料免除を廃止する。 3. 料金体系の見直しを行う。
- ・世帯1人目1万円、世帯の2人目以降の追加料
- 4. 提供サービスのうち、次のサービスをオプション化し、別料金とする。
 - ・看護師の訪問
 - ・夜間・休日の緊急対応 ・入退院、入退所援助

 - 没後対応

【第2案】現行と同様のサービスを提供するが、移行 期間を3年間とする案

1. 消費税を外税化する。

2. 権利擁護併用者への利用料免除を廃止する。

3.3年間の経過措置を設けた後、事業を廃止する。

 \Rightarrow